

栗島浦村高度無線環境整備推進事業における Wi-Fi 等高度無線局事業仕様書

1. 事業名

栗島浦村高度無線環境整備推進事業における Wi-Fi 等高度無線局事業(以下「本事業」)

2. 事業の目的

本事業は、令和 2 年度高度無線環境整備推進事業において敷設した海底光回線を使い、光インターネット環境の整備を行うことにより、高速大容量の通信が行えるように無線局の開設を行う。本事業は、村民や本村に訪れる観光客等が、光ファイバー網にかかるサービスを楽しむことにより、村民の安全安心の確保や観光客の増加、移住・定住の促進を目指すものである。

3. 事業場所及び事業内容

- (1) 島内の 6 箇所に設置している、屋外広報拡声器に公衆無線 LAN の設置。
- (2) 栗島浦村開発総合センター 1 階(栗島汽船待合室)に公衆無線 LAN1 箇所設置。
- (3) 公設公営で、平成 27 年に敷設した島内 FTTH での、各家庭 180 個所の ONU への屋内 Wi-Fi 設置。

4. 事業期間

本事業の契約締結日から、令和 4 年 10 月 31 日までとする。

5. 入札参加申し込み

入札参加申込み書及び、見積もり書を提出すること。

6. 事業の要件

(1) 公衆無線 LAN については、屋外広報拡声器 6 箇所を設置すること。なお、同器には光回線と電源が接続している。又、高所作業車等の特殊車両工事は不要。

(2) 栗島浦村開発総合センター1階には、光回線と電源が接続している。

(3) 各家庭 180 箇所への Wi-Fi 設置は、既存 ONU の接続とする。また、将来拡張に備え、Wi-Fi の WAN ポートは 10Gbps 以上とする。加えて、セキュリティを考慮した上、それぞれの通信を安全に分ける機能を有していること。

(4) 各家庭に設置する Wi-Fi 機器は、令和 4 年度栗島浦村防災情報基盤整備事業にて選定された IP 告知端末と接続するため、当該事業における受託者と役割分担を明確にし、事業完了に務めること。

7. 事業者の責務

事業者は、本業務の目的を十分理解して、ハイレベルな技術を発揮するように努めるとともに、必要と考える場合においては、本仕様に定められていない内容であっても、村と協議のうえ対応を行う事。

8. 実施体制

- (1) 事業実施にあたり村内の事業者を採用し、履行体制に含めること。
- (2) 緊急時の対応に備え、新潟県下越地域に本社を有していること。

9. 設計仕様

統合管理として、

- ① 一つの管理ソフトでアクセスポイント、ログ収集、IP アドレス変更ができること。
- ② ローカルのネットワークのみで使用が可能であり、使用する際にインターネット(クラウド)と通信が不要であること。
- ③ ハードウェアコントローラー不要でソフトウェアによって管理機能を実現できること。
- ④ 遠隔地から VPN 接続をしていないネットワークのアクセスポイントを管理可能なこと。
- ⑤ 不正 AP について、なりすまし AP と無許可 AP を区別して検知できること。
- ⑥ AP が子機と通信している状態で、全チャンネルを不正 AP 検知のスキャンができること。時間を指定して不正 AP 検知のスキャンができること。3,000 台の AP で同時に不正 AP 検知機能を使用できること。

- ⑦ Wi-Fi だけではなく、非 Wi-Fi の干渉波も見える化できること。子機と通信している状態で、使用中のチャンネルの見える化をできること。
- ⑧ 追加ライセンス不要で5年以上使用可能なこと。
- ⑨ 納入後5年間の維持管理ができること。
- ⑩ 最大3,000台のアクセスポイントを一つの管理ソフトで管理できること。
- ⑪ 無線LAN端末の接続数を日別・時間別で集計できること。
- ⑫ 複数のアクセスポイントをグループ化できること。グループ内のアクセスポイントに共通の設定を一括でできること。グループ内のアクセスポイント同士でチャンネルや電波強度を自動調整できること。
- ⑬ アクセスポイントを緊急時モード(あらかじめ設定した災害等の非常時用のSSIDを出力する状態)へ一括切替できること。緊急時モードへの切替はアクセスポイント本体の操作によってもできること。
- ⑭ WANポート以外にLAN側に物理ポートを1ポート以上設ける事。告知システム用のポートとして使用できること。
- ⑮ 無線SSIDにおいて、グループ一括設定及び解除が出来る事
- ⑯ 有線インタフェース及び無線SSIDにはマルチプルVLANが設定可能な事。
VLANによって、3つ以上のサービスを分けられること。

10. 秘密保持

事業者は、中立性を厳守し、事業を遂行する上で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

11. 協議や打合せ

事業を適正かつ円滑に実施するために、事業者は村と必要に応じて協議や打合せを行うこと。協議事項は、当該内容を速やかに整理・記録し、村に提出すること。

12. その他

仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、村と協議すること。

13. 本事業に関する窓口

栗島浦村 担当 総務課 町田純一

総合政策室 本保慎吾

電話 0254-55-2111 Mail : 2020.8.27.awashimaura@vill.awashimaura.lg.jp